

四日市市上下水道局告示第 15 号

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき四日市市上下水道局指定給水装置工事事業を廃止した旨の届出があったので次のとおり告示する。

平成29年4月4日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 指定業者

商号 (有)森田設備

主たる事業所の所在地

三重県鈴鹿市椿一宮町1612番地の6

市の区域内の工事に関する業務を行う事務所の所在地

三重県鈴鹿市椿一宮町1612番地の6

代表者 森田 昌人

2 指定番号及び廃止の年月日

指定第350号 平成29年4月4日

(上下水道局管理部お客様センター)